第５章　土壌汚染対策法

１　土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的に、平成 15 年２月に施行されました。

土壌汚染の状況を把握すること及び土壌汚染による人の健康被害を防止するため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会（３　土壌汚染状況調査の契機を参照）を捉えて、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うことなどが定められています。

２　定義

各用語の意味は次のとおりです。

(1)　特定有害物質（表５－３参照）

「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものです。各物質について基準が定められています。

(2)　有害物質使用特定施設

「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいいます。

３　土壌汚染状況調査の契機

次のような場合に、土壌汚染の調査を行う必要があります。

(1)　有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合（法第３条第１項）

有害物質使用特定施設の使用の廃止とは、当該施設の使用の廃止又は当該特定有害物質の使用の廃止のことをいい、水質汚濁防止法（第７条、第 10 条）や下水道法（第 12 条の４、第 12 条の７）の届出が行われるべき時点です。

有害物質使用特定施設の使用の廃止がされた場合であっても、その土地について引き続き関係者以外の者が立ち入ることができない工場等の敷地として利用される等、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌汚染の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないときは、市長の確認を受けて、その状態が継続する間に限り調査の実施を免除できることとしています（法第３条第１項ただし書き）。確認の申請を行う場合は、「土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書（様式第３）」により申請を行ってください。

法第３条第１項ただし書きの確認を受けた土地について、土地の利用の方法の変更等で当該確認が取り消された場合は、土壌汚染の調査義務が改めて生じます。また、ただし書きの確認を受けた土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、あらかじ

め土地の形質の変更の届出（法第３条第７項）をしなければならず、この場合も土壌汚染の調査義務が生じます（法第３条第８項）。

図５－１　有害物質使用特定施設の使用の廃止

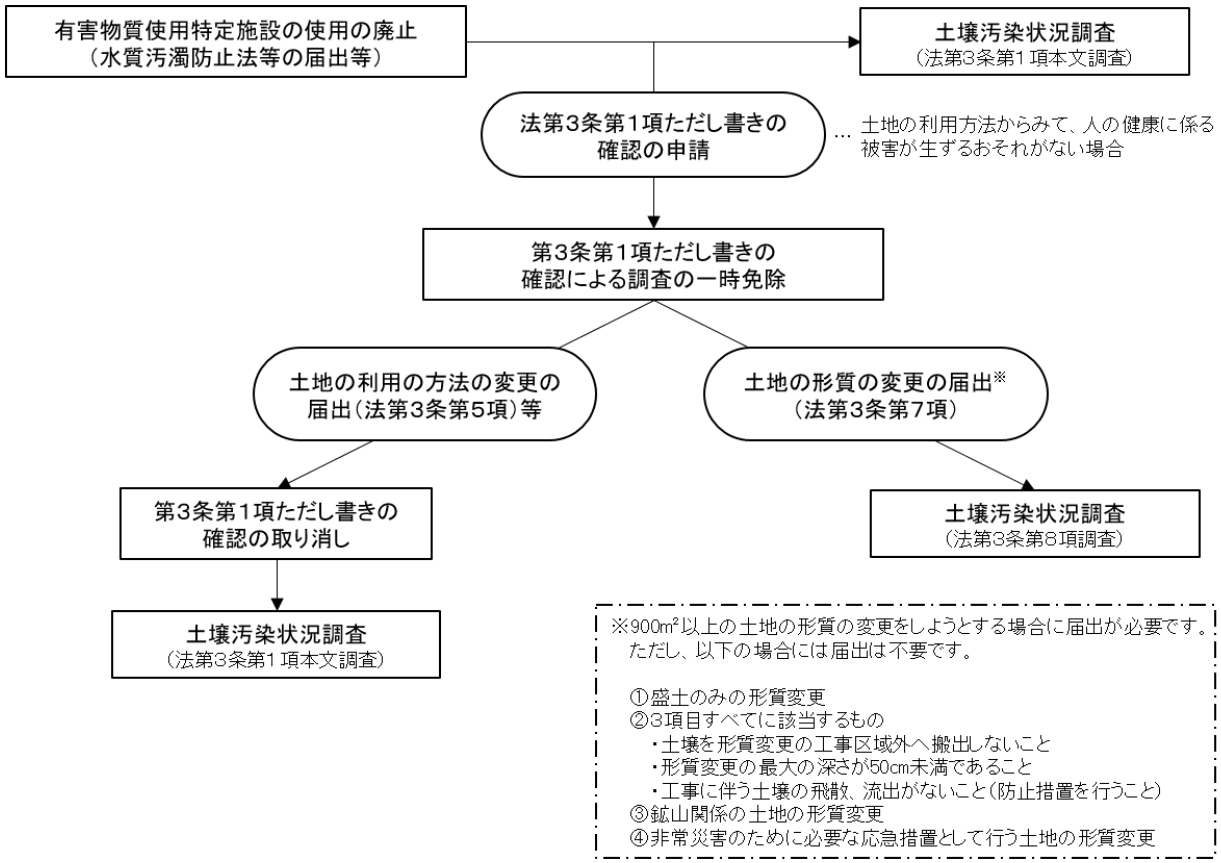

(2)　一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壌汚染のおそれがあると市長が認める場合（法第４条第１項）

一定規模以上の土地の形質変更（表５－１を参照）を行う場合は、土地の形質変更に着手する 30 日前までに届出を行う必要があります。期間短縮は認められませんのでご注意ください。

当該土地に特定有害物質による土壌汚染のおそれがあると判断された場合は、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の調査命令が発せられます。調査命令を受けた場合、土壌汚染状況調査を行い土壌の汚染の有無を確認した後でなければ、続く工事を行うことはできません。

また、開発行為等を迅速に行うことができるよう、土地の形質変更をしようとする者が、土地の所有者等の全員の同意を得て、あらかじめ当該土地の土壌汚染状況調査を行い、土地の形質変更の届出に併せて、調査結果を市長に報告することができます。

表５－１　法第４条第１項に定める一定規模以上の土地の形質変更

土地の種類	有害物質使用特定施設を ・現に設置している ・廃止して土壌調査結果の報告前 ・廃止してただし書の確認前 の土地など	左記以外の土地 （法第３条第１項のただし書の確認を受けた土地を除く）
面積要件	900 ㎡以上	3,000 ㎡以上
届出の例外	①３項目すべてに該当するもの ・土壌を形質変更の工事区域外へ搬出しないこと ・形質変更の最大の深さが 50 ㎝未満であること ・工事に伴う土壌の飛散、流出がないこと（防止措置を行うこと） ②以下のいずれかに該当するもの ・盛土のみの形質変更 ・農業を営むために通常行われる行為で、土壌を区域外へ搬出しないもの ・林業用の作業路網の整備で、土壌を区域外へ搬出しないもの ・鉱山関係の土地の形質変更 ・非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質変更 ・鹿児島市が調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない、またはすべての特定有害物質の基準に適合すると市長が指定した土地で行われる形質変更	

※注１　土地の形質変更の目的は問いません。建物の建設・解体や地下構造物の撤去、道路・配管工事、文化財調査なども対象となります。

２　掘削と盛土（仮置きも含む。）の合計面積が面積要件に該当する場合、一部でも掘削の深さが 50 ㎝以上の部分があれば届出の対象となります（上記②を除く。）。

３　「土地の形質変更の深さ」について、深さの基準は土壌表面ではなく地盤面です。現在の地表面がアスファルト舗装されている場合は、アスファルト表面からの深さとなります。

４　複数の工区や工期に分かれる工事であっても、同一事業として実施されるものは一つの工事計画とみなします。

(3)　土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める場合（法第５条）

土壌汚染の蓋然性が高く、かつ、人の暴露の可能性がある土地については、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の調査命令が発せられます。ただし、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地、鉱山の敷地等は対象外です。

４　土地の形質変更の手続き

土地の形質の変更をしようとする場合は、次に掲げる届出をしなければなりません。

表５－２　土地の形質変更の手続き

<table>
<tr><td>届出を必要とする場合</td><td>有害物質使用特定施設の使用の廃止後、法第３条第１項ただし書きの確認を受けた土地で一定規模以上の土地の形質変更を行う場合</td><td>左記以外で一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合</td></tr>
<tr><td>根拠</td><td>法第３条第７項</td><td>法第４条第１項</td></tr>
<tr><td>届出者</td><td>ただし書きの確認を受けた土地の所有者、管理者、占有者</td><td>工事の発注者や開発業者など</td></tr>
<tr><td>提出期限</td><td>あらかじめ
（変更予定日より充分前に届出）</td><td>工事着手日の 30 日前まで</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td colspan="2">・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第６）
・形質変更予定地の所在地を示す地図等
・形質変更の場所を示した図面
（盛土と掘削の範囲が区別して表示され、筆の境界と地番が記載されたもの）
・掘削の深さが分かるもの（工事の断面図）
・公図の写し
・土地の登記事項証明書（登記簿謄本または全部事項証明書）の写しなど所有者を明らかにする書類
・土地の利用履歴書
・工事の工程表
・自主的に土壌汚染状況調査を実施している場合はその結果</td></tr>
<tr><td>提出部数</td><td colspan="2">１部（控えが必要な場合は、正副本２部）</td></tr>
</table>

5　留意事項

(1)　区域指定

土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌汚染が確認された土地について、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあるといえない場合には形質変更時要届出区域に指定されます。

要措置区域に指定された場合、土地の所有者等は汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を講じる必要があり、土地の形質の変更は原則禁止されます。

現在指定中の各区域については、鹿児島市のホームページで確認することができます。

6　土壌汚染対策法届出様式

土壌汚染対策法の届出には、所定の届出様式を使用してください。

表５－３　特定有害物質及び汚染状態に係る基準

項　　目	土壌溶出量基準※1 (mg/L)	土壌含有量基準※2 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）				
クロロエチレン	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	-	0.004 以下	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	-	0.1 以下	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-	0.04 以下	0.4 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	-	0.02 以下	0.2 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	-	1 以下	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	-	0.006 以下	0.06 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
ベンゼン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質（重金属等）				
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
六価クロム及びその化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離 CN)	検出されないこと	1.0 以下
水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下	0.0005 以下	0.005 以下
アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
第三種特定有害物質（農薬等）				
シマジン	0.003 以下	-	0.003 以下	0.03 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	-	0.02 以下	0.2 以下
チウラム	0.006 以下	-	0.006 以下	0.06 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	検出されないこと	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと	1 以下

※１　地下水経由の観点からの土壌汚染に係るものとして、特定有害物質の検液への溶出量による基準。
※２　直接摂取の観点からの土壌汚染に係るものとして、特定有害物質の含有量による基準。